

子どもの育ちと

学びを守ろう

①

生活保護基準の引き下げは、公立小中学校の子ども6人に1人が受けている就学援助制度にも大きく影響します。

万人と、「準要保護世帯」(市区町村が独自に基準を設けて認定) 約142万人でした。

就学援助、数万人減も

就学援助制度は、家計の苦しい世帯に給食費や学用品費などを支給する制度です。2011年度の受給者は、生活保護世帯(「要保護世帯」)約15

保護基準が下がれば要保護世帯の子どもに影響が出るのはもちろん、準要保護世帯も認定基準が下がり、打ち切られる世帯も出てきます。

市民団体の「なくそ

う」子どもの貧困「全国ネットワーク(全国ネット)がねごとしから昨年にかけて、市区町村にたいして行った就学援助制度に関する調査(200

自治体が回答、1月まとめ)で、世帯所得(収入)基準を保護基準の1.3倍未満としている自治体が全体の半数を占めてい

ストップ 生活保護改悪



ます。

全国ネットの山野良一さん(千葉明德短期大学教授)は、「保護基準の10%引き下げで就学援助を受けられなくなる子どもが数万人以上の可能性がある」と危惧しています。

「貧困率と同じ」

さまざまな困難を抱え

青砥さん



る若者たちを支援するNPO法人さいたまユースサポートネットの青砥恭代表は「就学援助の受給

率は全国の小中学生(公立)の16%で、11年に厚生労働省が発表した日本の子どもの貧困率15.7%とほぼ同じ」と指摘します。

青砥さんは、生活困窮

家庭の中・高校生への学習支援活動を行っています。多くの家庭が就学援助を利用していません。そ

の栄養源になっている子どもが少なくないなか、就学援助での給食費の支給は、「子どもに主要な栄養を保障する重要な意味をもっている」と話します。

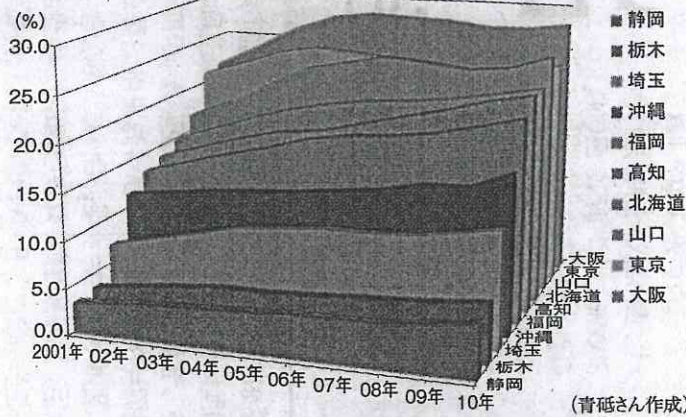
就学援助制度は05年に国の補助金制度が廃止され一般財源化されました。それ以前、リストラなどの雇用の悪化やひとり親家庭の増加などを背景に、利用者は年々増えていました。05年以降、自治体の財政力や姿勢などによって受給率の格差は広がる一方で(グラフ)。

のなかには家庭崩壊、ひとり親、貧困、DV、障害・精神疾患(親と子)、虐待、不登校などの困難を重層的に抱えた多くの家族と子どもたちが含まれています。

欠点を補う制度

「本当は生活保護が必要なお家庭ですが、保護を利用するには要件のハードルが高すぎるため就学援助を利用していません。生活保護制度の欠点をカバーしている制度といえます」と青砥さん。学校給食が1日のうちの一番

就学援助受給率の地域格差と変化(都道府県別)



自治体で格差拡大

(おわり)